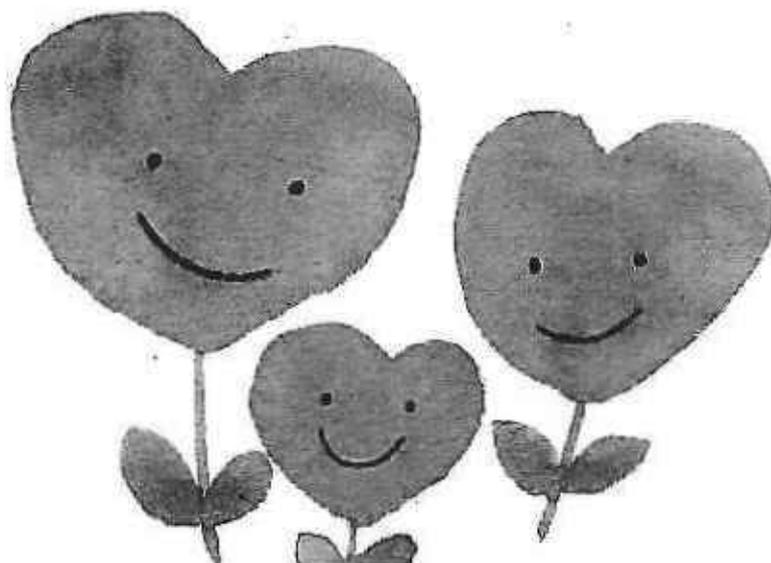


障害者差別のない「おおつ」を目指して 2017



日時：2017年2月3日（金）13時30分～16時45分

場所：大津市役所別館会議室

主催 大津市

大津市障害者自立支援協議会

おおつ「障害者の生活と労働」協議会

障害者差別のない「おおつ」をめざす会

次第

13:30

13:35 大津市の障害者差別解消に向けた取り組みの報告

谷悦雄氏（大津市福祉子ども部障害福祉課 課長）

13:50 障害者差別って何だろう？ ビデオ上映

14:05 話題提供①

「めざそう！障害者差別のない湖都！～障害者にとって身近な地域を！～」

石野 富志三郎 氏（大津市ろうあ福祉協会会長・差別解消部会部会長）

14:55 休憩

・休憩中にビデオを上映する予定です。

15:10 話題提供②

「差別がみえてますか～なぜ今、障害者差別解消法～」

垣見 節子 氏（滋賀自立生活センター）

16:00 リレートーク

・今回参加されている障害当事者及び支援者の方から、「障害者差別や合理的配慮に関して日々の暮らしの中で感じること」や「誰もが安心して暮らせる大津を目指すために思うこと」を制限時間5分以内でアピールしてもらいます。

・アピールを事前に予定している方もいますが、当日の飛び込みでのアピールも大歓迎です。

16:45 閉会のあいさつ

主催団体ご挨拶

大津市障害者自立支援協議会・障害者差別解消部会
部会長 石野富志三郎

障害者差別のない「おおつ」を目指して2017にご参加の皆様、お忙しい中お集まりいただき、厚く御礼申し上げます。

2016年4月施行の障害者差別解消法および改正障害者雇用促進法が間もなく2年を迎えようとしています。大津市では今年1月31日、初めて大津市障害者差別解消支援地域協議会が行われました。これは、大津市障害者自立支援協議会内に専門部会として設置された障害者差別解消部会が1年半にわたって議論を積み重ねてきたものです。

障害者差別解消条例や手話言語条例制定運動で機運が高まっている今こそ、当事者、支援者や市民が連携を図り、障害者差別に関する相談事例などの共有化をより一層推し進めていく必要があります。今回は障害当事者からの訴えを聞きながら差別のない湖都をめざすためにどうしたらよいかを共に考えていきたいと思っております。

いよいよ2年後には2020年東京オリンピック・パラリンピックを迎えますが、障害者の情報アクセシビリティが改善され、障害特性に応じた合理的配慮や基礎的環境の整備に繋がることを期待しています。

ご参加の皆様の益々のご健勝とご活躍を祈念して、私からのあいさつといたします。

障害者差別のない「おおつ」をめざす会
代表 中川佑希

誰もが認め合える社会を目指して

今年で3回目となります。障害者差別のない「おおつ」をめざす会として大津駅ビルのバリアフリー問題などに取り組んできました。先日JIR西日本不動産開発株式会社、JIR西日本との交渉の機会がありまして、滋賀の玄関口として昨年にピエラがオープンした時に、期待を持っていた。エレベーターがなかったり、情報保障に関してもバリアフリーがなされていない等の課題があった。また、障害者だけでなく、高齢者や乳幼児や妊婦にとっても使いづらいという声が上がっている現状などをお伝えしました。また、大津市での差別解消法に向けた取り組みについての報告から今回のイベントを通して皆さんと一緒に差別とは何かを考え、日頃感じている思いを発信し合える機会になればと思っています。本日は宜しくお願い致します。

障害者差別解消 支援地域協議会 について

《大津市福祉子ども部障害福祉課》

(内閣府差別解消アドバイザー派遣事業資料より抜粋)

平成30年(2018年)2月3日(土) シンポジウム 資料

2018/2/3

1

差別解消法での規定は

【第17条・障害者差別解消支援地域協議会】

国及び地方公共団体の機関であつて、医療、介護、教育その他の障害者の自立と社会参加に関連する分野の事務に従事するもの（以下この項及び次条第二項において「関係機関」という。）は、当該地方公共団体の区域において関係機関が行う障害を理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、関係機関により構成される障害者差別解消支援地域協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。（以下略）

平成30年(2018年)2月3日(土) シンポジウム 資料

2018/2/3

2

差別解消法での規定は

【第18条・協議会の事務等】

1 協議会は、前条第一項の目的を達するため、必要な情報を交換するとともに、障害者からの相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関する協議を行うものとする。

2 関係機関及び前条第二項の構成員（次項において「構成機関等」という。）は、前項の協議の結果に基づき、当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を行うものとする。（以下略）

その他、秘密保持義務や構成メンバーの例示など規定あり

2018/2/3 平成30年(2018年)2月3日(土) シンポジウム 資料

3

内閣府のガイドラインでは①

1. 障害者差別の解消を効果的に推進するには、地域における主体的な取組が重要
2. 障害者が行政機関窓口で障害者差別に関する相談等を行う際、初めから場所を選んで相談することは困難
3. 相談等を受ける行政機関においても、内容によっては自分だけでは対応できない可能性

こうしたことも踏まえ、地域における障害者差別に関する相談等について情報を共有し、差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うネットワークとして地域協議会を組織

2018/2/3 平成30年(2018年)2月3日(土) シンポジウム 資料

4

内閣府のガイドラインでは②

【地域協議会設置のメリットは、主に次の4点】

1. 相談への迅速かつ適切な対応
2. 紛争解決に向けた対応力の向上
3. 職員の事務負担の軽減
4. 権利擁護に関する意識のPR

2018/2/3 平成30年(2018年)2月3日(土) シンポジウム 資料

5

内閣府のガイドラインでは③

【地域協議会における取組みの例示】

1. 複数の機関等によって紛争の防止や解決を図る事案や、関係機関等が対応した事案の共有
2. 障害者差別に関する相談体制の整備、障害者差別の解消に資する取組の共有・分析
3. 構成機関等における斡旋・調整等の様々な取組による紛争解決の後押し
4. 障害者差別の解消に資する取組の周知・発信や障害特性の理解のための研修・啓発

2018/2/3 平成30年(2018年)2月3日(土) シンポジウム 資料

6

地域協議会設置に 向けた主なご質問

2018/2/3 平成30年(2018年)2月3日(土) シンポジウム 資料

7

主なご質問と返答①

1. 地域協議会は独立組織でないとダメですか？
2. 地域協議会は個別事案の解決をするところですか？個人情報の取扱いはどうすれば良いですか？
3. 相談の途中経過などを説明する必要がありますか？
4. 主に民間事業者へ合理的配慮を広げるにはどうすれば良いですか？
5. 差別解消にかかる普及啓発活動やマニュアル作成の効果的な進め方は？

2018/2/3 平成30年(2018年)2月3日(土) シンポジウム 資料

8

主なご質問と返答②

1. 地域協議会は、必ずしも独立組織である必要はないです。ただし、たとえば障害者総合支援法に基づく協議会との関係性でいえば、仮にメンバーが一緒であっても開催時間帯をずらすなど、異なる協議会であることは明確にした方が良い。
2. 明らかに問題のある差別事案が起きた場合には、その事案の解決を目指して協議することになります。行政による任意の調整や紛争解決手段の紹介やつなぎなどの対応も想定される。

2018/2/3 平成30年(2018年)2月3日(土) シンポジウム 資料

9

主なご質問と返答③

2. ただ、地域協議会で協議する個別事案が少ない現状では、個別事案の解決機能と並行して地域全体の意識向上や取組改善を促す機能の充実が重要となる。なお、個人情報の扱いは差別解消法第19条、市町の個人情報保護条例などが適用される。相談対応段階で同意書をいただくのも有効。
3. 相談の途中経過などを説明することで、相談者も現状把握できる。相談受付から事案終結までのフローがあると説明しやすい。

2018/2/3 平成30年(2018年)2月3日(土) シンポジウム 資料

10

主なご質問と返答④

4. 事業者（行政）における合理的配慮や建設的対話を広げるためには、同業種（類似業種）の好事例の水平展開が考えられる。そのためにも障害者向け、事業者向けのアンケートやヒアリングの実施が有効。
5. 普及啓発やマニュアル作成に際しても、アンケート等に基づく課題抽出が重要。協働の観点から地域協議会に参画する障害者団体等が講師を務めるなどの役割分担も大切。

2018/2/3 平成30年(2018年)2月3日(土) シンポジウム 資料

11

地域協議会で 取り上げる事項など

2018/2/3 平成30年(2018年)2月3日(土) シンポジウム 資料

12

地域協議会で取り上げる事項①

1. 窓口等での対応のばらつきが生じないような情報や注意点などの共有
2. 障害者へのアンケートなどによる差別実態や望ましい合理的配慮の把握
3. 民間事業者、行政へのアンケートなどによる合理的配慮事例などの収集
4. アンケート等も踏まえた、効果的な差別解消法の広報周知や普及啓発、研修会やシンポジウム開催の検討

2018/2/3 平成30年(2018年)2月3日(土) シンポジウム 資料

13

地域協議会で取り上げる事項②

5. 事例の収集を通じた合理的配慮、建設的対話に向けたアイディアの蓄積と、それを踏まえた、対応困難事例における合理的配慮や建設的対話の促進（助言や情報提供など）
6. 見過ごせない差別と判断した場合の事案解決の後押し（紛争解決手段の情報提供など）
7. 特にグループホームなどの建設に関する反対運動や地元同意問題への対応（啓発など）
8. 法第3条関係の施策検討や進捗状況報告

2018/2/3 平成30年(2018年)2月3日(土) シンポジウム 資料

14

障害者差別解消法の概要（第3条）

国及び地方公共団体の責務

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

第3条は、国・都道府県・市町村の責務として、障害者差別の解消に関する施策を策定、実施しなければならない規定（地域の実情に応じて、障害者差別解消に関する条例（いわゆる上乗せ・横出し条例）を制定することも含む）

2018/2/3 平成30年(2018年)2月3日(土) シンポジウム 資料

15

地域協議会がないと

1. 窓口ごとに対応がばらつき、要らぬトラブルを招く（同一組織としては大問題）
2. 障害福祉担当部署（問題発生部署）が課題解決のすべてを背負わなければならなくなる
3. 合理的配慮や建設的対話のレベルが上がらない、行政・事業所側、障害のある人側双方の理解（法の理解を含む）が進まない

同じ問題が繰り返されてしまう

2018/2/3 平成30年(2018年)2月3日(土) シンポジウム 資料

16

大津市障害者差別解消支援地域協議会設置要綱

(設置)

第1条 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）第17条第1項の規定に基づき、本市において障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、大津市障害者差別解消支援地域協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 障害者差別に関する相談事案の情報を共有し、協議及び分析を通じて事案の解決を図ること。
- (2) 障害者差別の背景及び課題の整理に関すること。
- (3) 障害者差別解消についての広報・啓発活動の推進に関すること。
- (4) 障害者差別解消についての研修に関すること。
- (4) その他協議会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、別表に掲げる関係機関等により構成する。

(庶務)

第4条 協議会の庶務は、大津市福祉子ども部障害福祉課において処理する。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、法第20条の規定により協議会が定める。

附 則

この要綱は、平成29年12月27日から施行する。

別表（第3条関係）

大津地方法務局
大津公共職業安定所
滋賀県大津警察署
滋賀県大津北警察署
大津市身体障害者更生会
大津視覚障害者協会
大津市ろうあ福祉協会
大津市障害児者と支える人の会
大津市精神障害者患者・家族会 湖の子会
滋賀県大人の発達障害者の会
滋賀県中途失聴難聴者協会大津支部
滋賀県脊髄損傷者協会
滋賀県難病連絡協議会大津支部
滋賀県脳卒中者友の会 淡海の会 大津支部
脳外傷友の会 しが
滋賀県腎臓病患者福祉協会
日本オストミー協会滋賀支部
障害者差別のないおおつをめざす会
おおつ「障害者の生活と労働」協議会
大津市障害者自立支援協議会
社会福祉法人大津市社会福祉協議会
大津市民生委員児童委員協議会連絡会
大津市医師会
滋賀県建築士会
大津商工会議所
大津北商工会
瀬田商工会
滋賀県中小企業家同友会
滋賀弁護士会
学識経験者
大津市政策調整部人権・男女共同参画課
大津市福祉子ども部障害福祉課
大津市健康保険部保健所保健予防課
大津市健康保険部保健所健康推進課
大津市教育委員会事務局
大津市消防局

地方公共団体における地域協議会の設置状況

平成29年4月1日時点

	設置済み	設置予定			設置せず	未定	合計
		計	今年度	来年度以降			
都道府県	46	1	1	0	0	0	47
	97.9%	2.1%	2.1%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
指定都市	20	0	0	0	0	0	20
	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
中核市 東京特別区 県庁所在地 (指定都市を除く)	56	11	8	3	1	14	82
	68.3%	13.4%	9.8%	3.7%	1.2%	17.1%	100.0%
その他 市町村	619	306	215	91	26	688	1,639
	37.8%	18.7%	13.1%	5.6%	1.6%	42.0%	100.0%
合計	741	318	224	94	27	702	1,788
	41.4%	17.8%	12.5%	5.3%	1.5%	39.3%	100.0%

※ 設置済みの区分には、他法令に基づく機関に同様の機能を付加している場合など、事実上設置済みのものを含む。

障害者差別解消に関する市の取組状況について

平成28年4月の障害者差別解消法の施行を受けて、下記の取組みを実施し、全庁的に障害者差別解消・合理的配慮の提供に向けての取組を推進しております。

【主な取組】

1. 対応要領の策定

市職員が障害を理由とする差別の禁解消に適切に対応していくため、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する大津市対応要領」（参考資料1）を平成28年3月に策定。

2. 障害福祉課 執務室（窓口）を本館2階から1階へ移動（平成28年3月）

※合理的配慮の提供（参考資料2）（合理的配慮の提供等事例集：内閣府作成）

3. 職員研修の実施

- ① 法律の概要や合理的配慮の提供等に関する職員研修、説明会を実施
 - ② 新規採用職員研修に組み入れ
 - ③ 庁内情報共有システムで障害者週間の啓発及び合理的配慮事例集の周知
- ※今後も職員研修は継続して実施

4. 障害者自立支援協議会差別解消部会の立ち上げ

障害者差別解消法の施行を受け、平成28年5月に障害者自立支援協議会内に差別解消部会を立ち上げ、差別解消支援地域協議会設置に向け、地域における差別事例の共有、他市における協議会設置状況、内閣府からの差別解消専門アドバイザー派遣等で研究。

5. 障害者差別解消支援地域協議会の設置

障害を理由とする差別に関する相談事例の共有や情報交換を行うとともに、障害を理由とする差別の解消に関する様々な課題を協議するため、「大津市障害者差別解消支援地域協議会」を平成29年12月27日に設置。平成30年1月31日に第1回会議を開催。

障害者差別解消に関する啓発活動等について

<市の取組・今後の予定>

1 市民向け差別解消法施行の周知・啓発（障害者差別に関する事例の周知等）

- ① 「広報おおつ（年／2回）」、「本市ホームページ」で周知・啓発（実施済）
- ② 差別解消法ポスター掲示（各支所等公共施設）（実施済）
- ③ 12月の障害者週間における大型商業施設でのポケットティッシュ配布（実施済）
- ④ 差別解消シンポジウムの開催（実施済）（障害者自立支援協議会と共催／2回）
- ⑤ 差別解消に関するリーフレット等の作成（今後予定）

2 事業者等への障害者差別解消に関する研修等

（事業者向け） 障害者差別の解消を推進する事業者（企業等）を支援するため、障害者自立支援協議会、障害者団体等の協力を得て、研修講師の派遣、研修資料の提供等、従業員向け研修等への支援を行う枠組みを構築予定

（研修予定） 平成30年7月開催予定（大津市生涯学習センター：大津市本丸町6-50）
「企業内人権啓発事業主及び人権啓発担当者研修会」で差別解消法説明

講演

**「めざそう！障害者差別のない湖都！～
障害者にとって身近な地域を！～」**

石野富志三郎氏

(大津市ろうあ福祉協会 会長・差別解消部会部会 部会長)

(2018年1月16日：大津)
めざそう！ 障害者差別のない湖都！
～障害者にとって身近な地域を！～

石野富志三郎

1

障害者差別解消部会からみえたこと

- 平成28年5月から大津市障害者自立支援協議会内に差別解消部会を立ち上げる
- 情報保障システムの確立
- 地域における差別事例や合理的配慮などの共有化
- 差別解消支援地域協議会設置に向け検討
- 「障害者差別解消条例」制定へ必要性

2

不当な差別的取扱い

- 聴覚障害者が旅行を申し込んだところ「介助者でない」と受けられない」との理由で、予約を断られた。
- 盲導犬を連れた視覚障害者が「動物はお客さんに迷惑だ」とレストランの入店を拒否された。
- 災害時の避難所で聴覚障害者がいると責任者に伝えたのに、必要な情報が音声でしか伝えられなかった。
- 不動産が「障害者向けの物件はない」と言って対応しない。

3

障害者権利条約の理念を踏まえ、合理的配慮の概念を規定した障害者基本法改正

① 直接的差別

・障害を理由に、ほかの人と違う取り扱い（区別）をされること。

② 間接的差別

・障害を理由としていないが、結果的に違う取扱いをされること。

③ 合理的配慮の不提供

・機会の平等のための調整や配慮が足りないこと。

4

最近に起こったS県内の差別事例

- K市在住の聴覚障害者が5人グループを民宿に電話で申し込む
- 民宿は責任を持ってないと拒否
- 「障害を理由に拒否されることはおかしい！」
- 市障害福祉課へ“直訴”
- 民宿の言い分
- 排除や制限がされないよう配慮や工夫が必要と言っているが...

「社会モデル」は現代の要請

「医学モデル」の考え方

障害という現象を個人の問題としてとらえ、病気・外傷やその他の健康状態から直接的に生じるものとみる。



「社会モデル」の考え方

障害者が受ける制限は機能障害のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずる

「社会モデル」と「医学モデル」の違い

1. 車いすの人が階段を登れず、電車に乗れないのは…

2. 盲導犬同伴は制限される(航空)

【医学モデル】

足に機能障害があり、歩けないから
視覚障害者単独では見えないから危険

【社会モデル】

駅にエレベーターがないから
ソフト面が不十分

近所の人から差別的なことを言われました。
その人は罰をうけないのでしょうか？

障害者差別解消法が禁止しているのは、役所や会社・お店などによる差別。

この法律が、一人ひとりのすることや考えを罰することはない。

障害のある人への差別がなくなるよう、国や都道府県または市町村は、障害や障害のある人について、国民が理解を深められるような取組をしなければならない。

差別解消法、77.2%「知らない」= 障害者に関する世論調査－内閣府

- 調査では、「内容も含めて」知っていると答えた人は5.1%、「法律ができたこと」も16.8%にすぎなかった。
- 「差別や偏見がある」と思う人は83.9%
- 受付窓口で耳の不自由な人に筆談で対応するなどの「配慮や工夫」が行われなかった場合、「差別に当たる場合がある」と答えた人が53.5%と前回調査から7.4ポイント上昇した。

9

滋賀県の場合は

- 障害者差別解消法の認知度
初めて聞いた・・・39.6%
ほとんど知らなかった・・・28.4%
法律は知っている・・・15.7%
内容を知っている・・・16.3%
- ※県政モニター対象399人

10

障害者の差別事例と合理的配慮事例

障害を持つ女性は二重差別、他にも

- 怒りが...
- なぜ怒らないか...
- あきらめるか...
- 我慢すればおさまるか...
- 矛盾だらけの不条理な世の中
- 差別のない社会へ

差別解消法の先にある社会への期待

- まだ問題が多い対応要領、対応指針だが、聴覚障害の特性に応じた具体的対応例も。
- 「困った時の問題解決のしくみは？」障害者差別解消支援地域協議会の役割。
- これからの障害者施策へ積極的に意見、提言の発信（情報アクセシビリティの観点、障害者差別解消条例や手話言語条例など）。
- 社会資源づくり・活用づくりそして共生社会づくり。

13

このように情報保障があれば発言力増す



差別解消支援地域協議会会長として

- 「大津市障害者差別解消支援地域協議会」設立（1月31日開催）
- 会議の運営ルール
- 地域協議会の役割

湖都にも障害者差別解消条例と手話言語条例を

15

「手話」の活用

もうすこし ゆっくり
わかりやすく



ストップしてください
お願いいたします



どうい します
わかります



あなたも試してみては？

16

講演

「差別がみえてますか」

～なぜ今、障害者差別解消法～

垣見節子氏

(滋賀自立生活センター)

差別が見えてますか？

なぜ今、障害者差別解消法！

滋賀自立生活センター
垣見節子

障害者とは？

**私はなぜ
障害者なのか**

**あなたはなぜ
障害者ではないのか**

日本国憲法・14条

すべて国民、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない



“障害者基本法” の中の 『障害』の定義

『障害者基本法』 → 医療モデル
(社会生活を困難にする原因)

- * 旧. 障害者基本法の「障害」とは
- ・ 身体障害、知的障害、精神障害が
あるため、継続的に日常生活又は
社会的に相当な制限を受ける者

これまでの人権条約

1948年	世界人権宣言 (1964年 公民権法)
1965年	「人種差別撤廃条約」採択
1966年	「国際人権規約」 (社会権規約・自由権規約) 採択
1979年	「女性差別撤廃条約」採択
1984年	「拷問等禁止条約」採択
1989年	「子どもの権利条約」採択
1990年	「すべての移住労働者と家族の 権利保護に関する国際条約」採択
2006年	「障害者権利条約」採択

障害の捉え方の変革 (社会モデル)

WHO (国際障害分類・1980年)

* 障害とは＝社会が個人の能力や機能に関して、一定の基準に達することを、個人に要求することによって生じる社会的障壁や態度。

社会的環境が、個人の疾病や変調、事故、その他に伴う心身の特徴を受け入れないことにより、個人が日常生活又は社会生活が継続的に制限を受ける状態をいう。

*障害者とは (イギリス障害学)

・ 社会の障害物によってその能力を発揮する機会を奪われた人

ADA法署名式(1990年)



障害者権利条約

◎2006年12月13日、第61回国連総会で「障害者の権利に関する条約」が採択

(加盟国全員が賛成)

*市民的、政治的権利、教育、保健、労働、雇用の権利、社会保障、余暇活動へのアクセス、様々な分野における取り組みを締約国に対して求めている

条約の批准と国内的効力

2006年12月 61回国連総会で採択

2007年 9月 日本政府 署名

2008年 5月 権利条約 発行

* 条約の批准により国内法化

* 条約と国内法の関係

◆ 憲法 > 条約 > 法律 > 条例

* 批准の前提条件

◇ 既存の法律の改正

◇ 差別禁止法の制定

“障害者基本法”

の中の

『障害』の定義

障害 → 社会モデル

WHO (国際障害分類・1980年)

- * 新. 障害者基本法の「障害」とは
 - ・ 身体障害、知的障害、精神障害
(発達障害を含む)
 - ・ その他の心身の機能の障害 (以下「障害」と総称する) がある者であって、障害及び社会的障壁により経済的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある者をいう。

障害者差別解消法の差別の種類

「障害者差別解消法」の中では差別の種類を、大きく2つに分けています。

1. ちよくせつさべつ
直接差別
ふきんとう たいぐう
(不均等待遇)
2. ごうりてきはいりよ
合理的配慮
ごうりてきはいりよ けつじょ
(合理的配の欠如)

2016年 障害者差別解消法」施行

◆直接差別（不均等待遇）

- ・ 飲食店に行ったら、空席があるのに断られた。
- ・ 車椅子でタクシーに乗ろうとしたら、舌打ちをして「介護タクシーにして！」と言われ、乗車拒否された。

◆合理的配慮

- ・ 家付近に路線バスが沢山走っているのに、車椅子で乗れない。
- ・ ATMのボタンが届かないので行員に頼んだが、暗証番号をこ聞くことは禁止されていると言われ、お金が出せなかった。

差別or合理的配慮の欠如

??????

- ・ お店で靴を買う時、「もう少し小さいのは無いですか？」と聞いたら、「もうこれしか無いんです」と、店員が介助者とばかり話す。

話しているのも、お金を払うのも私なのに

(^ω^) . . .

差別or合理的配慮の欠如

??????

大津駅がリニューアルされ、素敵なお店もできた。
 車椅子の私は友人と行くと、レストランが2階にあるのに、
 エレベーターも、多目的トイレもありません。
 聞いてみると、店員さんが人力で上げてくれるとのこと。
 でも車椅子が重いので店員さんに申し訳ないので諦めました。
 よく見ると、赤ちゃんを乗せたバギーカーも、キャリーパッ
 グを持つ人も、そして高齢の人達も困っています。

「障害者差別禁止条例」にはあなたの声が必要です!!

「障害者差別」は、障害のある人も、障害のない人も、何が差別かわからないのです。そこで、差別が具体的に分かるように、滋賀県では「障害者差別」にかかる『条例づくり』が進んでいます。

「おかしいなあ!？」と思ったら声に出そう

!!

なっしんぐ あぼうと あず ういずあぼうと あず
“Nothing About Us without Us”

^{わたし}
私たちのことを、
^{わたし} ^ぬ ^き
私たち抜きに決めないで！

次は、
大切な
お・ま・け
です。



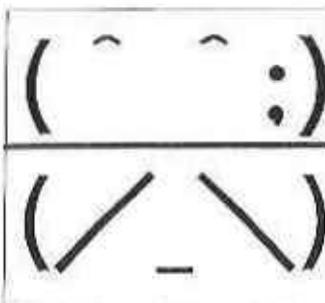
●ライターは、いつごろ、
何の為に、できたのでしょうか

それは・・・

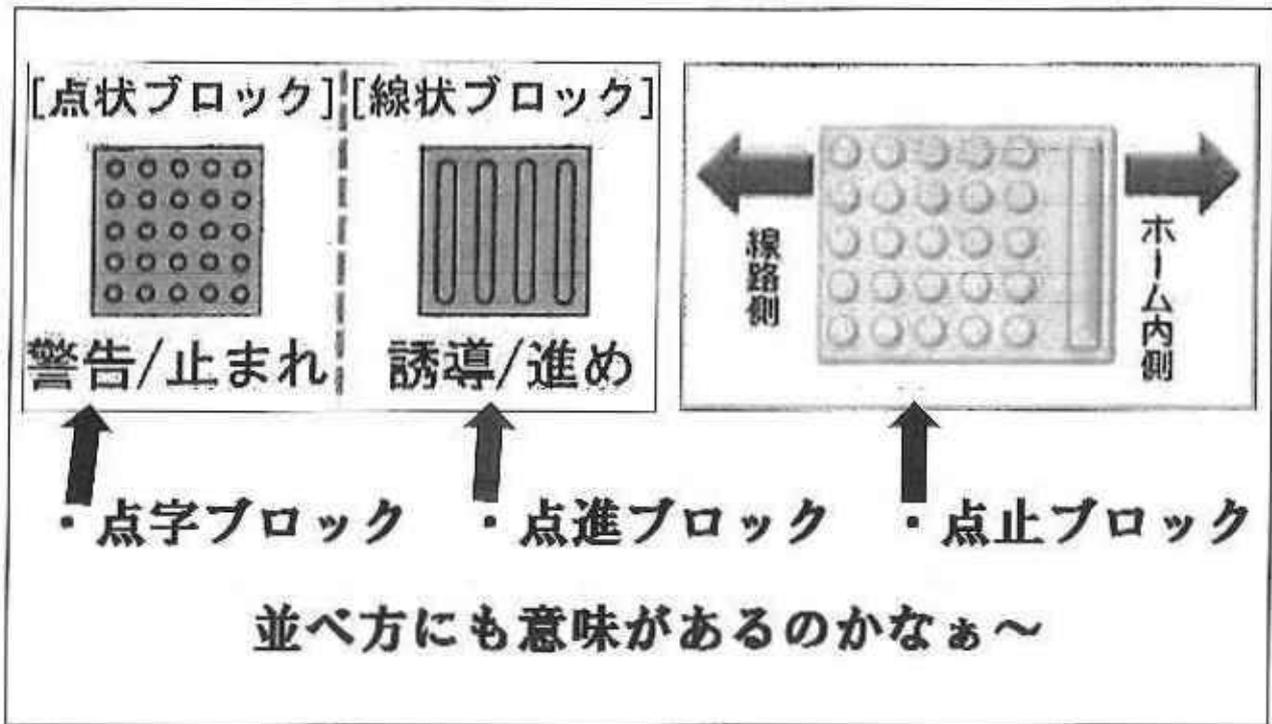
第2次世界大戦中(1941年)に、片手が
使えなくなった兵士の為に作られた



*リモコンは、ベッド上から動け
ない人が「自分でTVを変えたい
！」という思いを手紙にした
から、メーカーが開発したもの



*顔文字は、聴覚に障害のある
人が気持ちを伝える為に考えた



誰もが住みやすい



大津を目指して

2016年4月に「障害者差別解消法」が施行され1年が過ぎました。この法律で私たちの社会は変わったのでしょうか？

先日におこった「航空会社による、車イス搭乗拒否」の問題は、車イスの男性が鹿児島県の奄美空港で、タラップを登る際に車椅子ごと担ぎ上げたり、同行者に背負ってもらったりするのは安全上の問題があるとして搭乗を拒否したというものでした。民間企業はこのような独自のルールをつくり、障害者の利用を狭め、事実上拒んでいる現状があります。しかし、国土交通省は今回の出来事に対して、航空各社に障害者差別解消法に基づき、「どこまでの手助けが必要か搭乗前に聞き取るなどの適切な対応方法を紹介する」など、障害者に対して差別的な対応をしないよう指示しました。

この出来事は、この法ができるまでであれば、「仕方がない」とあきらめていたことも、企業に対し「合理的配慮」という考え方のもとに必要な配慮を企業に示した一例になったと思います。

身近なところでは、昨年10月に大津駅にオープンしました、「ピエラ大津」にエレベーター等がなく、障害者に対する合理的配慮がなされていないのではないかと声をあげています。

「障害者差別のない【おおつ】をめざす会」では、この問題を障害者に対する差別と捉え、合理的配慮を求めています。しかし、滋賀県・

大津市の担当課に確認すると、この問題は当該施設が民間施設であることや敷地面積の問題等で「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」や滋賀県の「だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例」では、エレベーターの設置などの義務を課す指導等が困難との判断がなされ、それ以上の取り組みができていません。「ピエラ大津」は人津駅と一体のものであり、通常の民間施設とは異なり、公に準ずるものでバリアフリーがなされるべきと感じています。

差別解消法はできたものの、現実と法律の要求するものとの間にはまだまだギャップが大きいのが実情で、現行法等では対応できないことがたくさんあります。このような状況の解決には、障害者差別解消法を補完する規定を障害者差別禁止条例として制定することが有効だと思われます。現在滋賀県や大津市において検討されている障害者差別禁止条例がより実効性のあるものとなるよう、私たちの感じていることを言葉にし、その制定を求めていくことも大切ではないでしょうか。

(O.S.K.事務局 西川)



障害者差別解消法で障害者の社会参加を促進するため様々な場で「合理的配慮」が求められています。しかし、リニューアルされた滋賀県大津市の玄関口でもある JR 大津駅が問題点を指摘されています。その点に関して大津での差別禁止条例制定を目指す中川さんに原稿をいただき、スタッフの西川もこの間の経緯をしたためました。

平成 28 年 4 月に障害者差別解消法が施行され各地で条例が作られています。

めざす会では障害種別にとられずに意見交換をしながら、「合理的配慮」について取り組んでいます。改めて関わりを通して「差別」について考える機会になっていると思っています。まだまだ「これは差別なのだろうか?」と言いたいけれど言えない。そういった現状が多くあると思います。だからこそ差別を受けたときにこそ相談・解決ができる窓口の設置など、一つ一つ実現をしていく必要があると感じています。地域で当たり前で生きる人の市民として誰もが安心して暮らせる大津にしていきたいという思いで活動を行っています。

現在取り組んでいる主な活動としては議会や新聞各社でも取り上げられています。2016年10月オープンした大津駅ビル、ピエラ大津のエレベーター未設置についてのバリアフリー問題に取り組んでいます。

市としては、民間事業者の商業ビルであるため法的な強制をすることは出来ないという見解である。ただ、外壁工事の名目として公金7000万円が使われているにも関わらずバリアフリー化されていない。めざす会のメンバーで視察に行き二階に上がる際には店員さんや一般のお客さんにも手伝ってもらい懇親会を開催しました。実際、利用をして感じたことはやはり、県の玄関口である駅ビルが、誰もが利用しやすい建物になっていないこ

と。障害者だけでなく、ベビーカーを押している人、高齢者、またスーツケースを持っている人なども気軽に利用できる。そういうバリアフリーの視点が未来を良くしていくと思います。

今後としては建物や道路などが新しく作られる時には意見交換ができる場を設けてもらい、誰もが住みやすい街、大津を目指して活動に取り組んでいきたいと思っています。

障害者差別のない「おおつ」をめざす会
代表 中川 佑希

※京都新聞より掲載

JR大津駅の2階建て「ピエラ大津」

駅ビルエレベーターなし



大津駅ビル（ピエラ大津）＝北山伸行撮影

障害者利用のネックに

「JR大津駅ビル（ピエラ大津）はエレベーターがなく、車椅子の乗客が利用しづらい」との指摘が、大津市議会議員の一人から出た。市の玄関口「JR大津駅」に隣接したJR大津駅ビル（ピエラ大津）は、エレベーターが設置されていない。車椅子の乗客が利用しづらいという指摘が、大津市議会議員の一人から出た。市の玄関口「JR大津駅」に隣接したJR大津駅ビル（ピエラ大津）は、エレベーターが設置されていない。車椅子の乗客が利用しづらいという指摘が、大津市議会議員の一人から出た。

「エレベーターがない、車椅子の乗客が利用しづらい」との指摘が、大津市議会議員の一人から出た。市の玄関口「JR大津駅」に隣接したJR大津駅ビル（ピエラ大津）は、エレベーターが設置されていない。車椅子の乗客が利用しづらいという指摘が、大津市議会議員の一人から出た。

大津市は設置を助言 ■ 開発業者「2階は1テナント」

大津市は設置を助言 ■ 開発業者「2階は1テナント」

滋賀)大津駅ビル、エレベーターなし 市は設置助言

奥令 2017年2月3日03時00分



大津駅ビルの「ビエラ大津」＝大津市春日町

JR大津駅の駅ビル「ビエラ大津」にエレベーターがなく、障害者らから「利用しづらい」との声があがっている。大津市も整備費の一部を負担した「県の玄関口」。だが、開発したJR西日本不動産開発（兵庫県尼崎市）は、2階に民間企業が経営する複合施設が一つあるだけで、設置コストを考えると難しいとしている。

ビエラ大津は2階建ての商業施設で、昨年10月にオープンした。屋上テラスを含む延べ床面積は約2230平方メートル。

1階に飲食店や観光案内所などがあり、2階にはレストランやカプセルホテルなどの複合施設「ザ・カレンダー」が入る。J社が約7億円かけて改装。市も地域活性化につなげたいとして外装工事などに約9千万円を投じた。

エレベーターはない。脳性まひの片岡博さん（55）＝大津市＝は、1月末、車いすで施設を訪れた。男性店員に背負われて2階に上がり、店員4人が100キロ近い車いすを運び上げた。「親切な対応に感謝している。また行きたいが、運ぶ大変さを思うと、行きづらい」

一方、脳性まひの中川佑希さん（27）＝同＝は昨年12月、2階の施設を訪れたが入店できなかった。電動車椅子を見た店員2人から「（運ぶのは）無理ですね」と言われたという。「楽しみにしていただけに残念です」

2階の施設を運営するバルニバービ社（大阪市）の広報担当者は「いまある設備でできることをやっている。今後もそのように対応したい」と話す。

なぜエレベーターが設置されなかったのか。

バリアフリー法は2千平方メートル以上の建物に、エレベーターの設置などを義務づけている。ビエラ大津は、壁や柱のない屋上テラスが建物としての面積に含まれず、J社はテラスを除く約1750平方メートルで市に申請し、認められた。

市建築指導課は、面積は法の規定に満たなかったものの、多くの人が利用する施設のため、バリアフリーを促進する県の条例の対象となる「特定施設」にあたると判断。エレベーターを設置するように指導、助言した。だが、あくまで努力義務。J社の担当者は「エレベーターがあることが望ましいが、2階にあるのは公共的な施設ではなく、1テナント。設置するコスト

を考えると、現実的に難しい」と話した。

越直美市長は「駅ビルは民間施設。民間で対応してもらうのが望ましい」としたうえで、今後JR西日本にバリアフリー化を求め、協議するとしている。

中川さんが代表を務める任意団体「障害者差別のない『おおつ』をめざす会」は来月中にも、市やJR西などに、バリアフリー化を求める要望書を出す。「バリアフリー化で、障害者だけでなく、高齢者もベビーカーを押す子育て中の母親も含め、誰もが利用しやすくなる。県の玄関口で期待されているだけに、多くの人利用しやすい建物になってほしい」と話す。
(奥令)

2017年10月10日

大津市長
越前美 様

障害者差別のない「おおつ」をめざす会
代表 中川 佑希

大津駅ビルバリアフリー化に関する要望書

紫陽花の候、貴職に於かれましては、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、昨年10月に滋賀県の玄関口である大津駅にオープンしました、「ピエラ大津」にエレベーター等がなく、障害者・高齢者・乳幼児・その親・妊婦等にとっても使いづらいという声があがっています。また、このことは大きな旅行かばんを持つ国内外からの観光客等にとっても同じことが言えます。

この問題に対して、昨年度に、私どもと市街地整備課・建築指導課、そして障害福祉課との意見交換等の場を持っていただきありがとうございました。その中で現在の「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」や滋賀県の「だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例」では、エレベーターの設置などの義務を課す指導等が困難である旨を伺いました。

しかし、大津駅ビルに、JR大津駅外装改修工事として、貴市がその経費の一部を負担されたのは、通常の民間施設とは異なり、公に準ずるものであると位置づけられた以外に理由はないと考えます。

そこで、以下のことをご検討頂きたく、要望いたします。

記

- 1、大津駅ビル「ピエラ大津」を誰もが利用しやすくなるようバリアフリー化を進めること。
滋賀県の玄関口である大津駅ビルを、障害者・高齢者・乳幼児・その親・妊婦等の誰もが利用しやすくなるようにバリアフリー化（エレベーターや情報案内、多目的トイレ、スロープや手すりの設置など）を進めてください。
- 2、大津市独自の障害者差別の解消に関する条例を策定すること。
本事例のように、現行の法や条例で対応できないものについて、新たな規定、条例をもって対応できるようにしてください。障害者差別解消法によって定められている義務の上乗せ、規制対象の拡大や紛争解決の仕組みを設ける（横だし）など、障害者差別解消法を補完し、さらに大津市の障害者施策の推進に寄ることのできる条例を策定し、本事例のような出来事が起こらないよう整備してください。
- 3、支州の費目に関わらず、公費が支出されている建造物には、公の建造物と同等にバリアフリーがなされるようにすること。
公費を支出している以上、障害のある人にも障害のない人と同等の利益を関らなければならない。そこに偏りがあるのは、差別であると言わざるを得ないと考えます。

以上

障害者差別のない「おおつ」をめざす会 事務局
特定非営利活動法人 おおつ「障害者の生活と労働」協議会
大津市京町3丁目5番12号 森田ビル5階
電話 077-522-5142 FAX 077-522-5103
担当 西川

滋賀県知事

三日月 大造 様

障害者差別のない「おおつ」をめざす会

代表 中川 佑希

大津駅ビルバリアフリー化に関する要望書

紫陽花の候、貴職に於かれましては、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、昨年10月に滋賀県の玄関口である大津駅にオープンしました、「ピエラ大津」にエレベーター等がなく、障害者・高齢者・乳幼児・その親・妊婦等にとっても使いづらいという声があがっています。また、このことは大きな旅行かばんを持つ国内外からの観光客等にとっても同じことが言えます。

この問題に対しては、現在の「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」や滋賀県の「だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例」では、エレベーターの設置などの義務を課す指導等が困難である旨を伺いました。

しかし、大津駅ビルに、JR大津駅外装改修工事として、大津市がその経費の一部を負担したのは、通常の民間施設とは異なり、公に準ずるものであるから、以外に理由がないと考えます。

そこで、以下のことをご検討頂きたく、要望いたします。

記

- 1、大津駅ビル「ピエラ大津」を誰もが利用しやすくなるようバリアフリー化を進めること。

滋賀県の玄関口である大津駅ビルを、障害者・高齢者・乳幼児・その親・妊婦等の誰もが利用しやすくなるようにバリアフリー化（エレベーターや情報案内、多目的トイレ、スロープや手すりの設置など）を進めてください。

- 2、現在策定が検討されている、滋賀県の障害者差別の解消に関する条例にバリアフリーに関する項目を加えてくださいを策定すること。

本事例のように、現行の法や条例で対応できないものについて、新たな規定、条例をもって対応できるようにしてください。障害者差別解消法によって定められている義務の上乗せ、規制対象の拡大や紛争解決の仕組みを設ける（横だし）など、障害者差別解消法を補完し、さらに滋賀県の障害者施策の推進に帰することのできる条例を策定し、本事例のような出来事が起こらないよう整備してください。

- 3、支出の費目に関わらず、公費が支出されている建造物には、公の建造物と同等にバリアフリーがなされるようにすること。

公費を支出している以上、障害のある人にも障害のない人と同等の利益を図らなければならない。そこに偏りがあるのは、差別であると言わざるを得ない。

以上

障害者差別のない「おおつ」をめざす会 事務局
特定非営利活動法人 おおつ「障害者の生活と労働」協議会
大津市京町3丁目5番12号 森山ビル5階
電話 077-522-5142 FAX 077-522-5103

担当 西川

2017年10月10日

西日本旅客鉄道株式会社
代表取締役社長 来島 達夫 様
JR 西日本不動産開発株式会社
代表取締役社長 柴山 信 様

障害者差別のない「おおつ」をめざす会
代表 中川 佑希

大津駅ビルバリアフリー化に対する要望書

紫陽花の候、貴職に於かれましては、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

私ども『障害者差別のない「おおつ」をめざす会』は、当事者（肢体障害・聴覚障害・視覚障害・知的障害・精神障害・発達障害・難病等）・当事者家族・弁護士・ソーシャルワーカー等の有志が集まり、それぞれの障害のある方々が感じておられる「差別」を出し合い、問題解決できるように取り組んでいる団体です。

さて、昨年10月に滋賀県の玄関口である大津駅にオープンしました、「ピエラ大津」にはエレベーター等がなく、障害者・高齢者・乳幼児・その親・妊婦等にとっても使いづらいという声があがっています。また、このことは大きな旅行かばんを持つ国内外からの観光客等にとっても同じことが言えます。

この建物は民間施設であり、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」や滋賀県の「だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例」では、エレベーターの設置など義務は課すことができない旨を滋賀県、大津市より伺っております。しかし、大津駅ビルに、JR大津駅外装改修工事として、大津市がその経費の一部を負担したのは、通常の民間施設とは異なり、公に準ずるものであると位置づけたから以外に理由はないと考えます。

そこで、以下のことを要望いたします。

記

- 1、大津駅ビル「ピエラ大津」を誰もが利用しやすくなるようバリアフリー化を進めること。
滋賀県の玄関口である大津駅ビルを、障害者・高齢者・乳幼児・その親・妊婦等の誰もが利用しやすくなるようにバリアフリー化（エレベーターや情報案内、多目的トイレ、スロープや手すりの設置など）を進めてください。
- 2、話し合いを行える場を設けること。
上記の実現のため、当会を含めた障害当事者等と当事者の求める『駅ビル』について話し合いを行う場を是非設けてください。

つきましては、11月未までにご回答ください。

以上

障害者差別のない「おおつ」をめざす会 事務局
特定非営利活動法人 おおつ「障害者の生活と労働」協議会
大津市京町3丁目5番12号 森山ビル5階
電話 077-522-5142 FAX 077-522-5108
担当 西川

滋賀

2017年12月27日

公民館「車いすタイヤ、自分で拭いて」 心のバリアフリー、まだ不足

県内でも公共施設のバリアフリー化が進んでいるが、健常者と同じ対応を障害者に求めた結果、逆差別として障害者が偏つくケースが出ている。障害者団体の関係者は、施設職員の障害者理解が不足しているためと指摘、「心のバリアフリー」を呼びかけている。

障害者らでつくる「障害者差別のないおつをめざす会」事務局の西川穂一さん（47）は、四月、会議室を借りようと大津市内の公民館へ問い合わせた。車いすを利用する障害者がある旨を伝えると、担当職員から入館の際に車いすのタイヤを障害者が自分で拭くように求められたという。西川さんは「職員に気はなく、きれいに使ってほしいという思いで話したのだろう。だが、障害者がどう感じるか考えてほしかった」と話す。

担当した職員は、館内は土足禁止であり、「車いすの車輪は、健常者の靴のようなもので、靴のまじ上がってもらうのは嫌しいと判断した」と説明。現在、晴天時はそのまじ上がってもらい、雨天時でタイヤが汚れていたら拭いてもらうように対応を改めたという。

本紙の調査では、県内の公民館やまちづくりセンターの65%が、玄関と靴を脱ぐ「土足禁止」。このため車いす利用者は受皿したまま上がるが、施設内の車いすに乗り換える場合は、職員が介助に当たるという。



「心が使いやすい公民館になってほしい」と期待する中川さん＝大津市内の公民館で



タイヤを拭いてから入館を求められた公民館＝大津市内で

昨年四月に施行された障害者差別解消法では、障害者らに必要な環境整備を行う「合理的配慮」を地方公共団体に義務付けている。ただ、差別の定義があいまいな上、職員が不当な対応をしても罰則規定がなく、実効性に欠けたものとなっている。

認知まひのため電動車いすで生活する、めざす会代表の中川弘希さん（27）は「こうした問題は、車いすの障害者だけでなく、高齢者やベビーカーを押すお母さんが利用する時にも当てはまる。障害への理解が深まり、心が使いやすい公民館になってほしい」と話している。

（成井弘美）

Copyright © The Chunichi Shimbun, All Rights Reserved.

滋賀県障害者プラン（改定版）

～障害のある人もない人も全ての人に「居場所と出番」がある共生社会をめざして～

（素案）

平成29年（2017年）11月

滋 賀 県

10. 「誰一人取り残さない」共生社会づくりに向けた取組

- ・平成28年4月に障害者差別解消法が施行されましたが、相談・解決の具体的な仕組みの整備など、法の実効性を補完する取組が求められています。
- ・また、障害のある人と同様に社会的障壁により様々な「生きづらさ」を抱える人を取り巻く課題に対しては、既存の制度に基づく縦割りのサービスだけではなく、県民全体で取り組んでいくことが求められています。
- ・こうした状況を踏まえ、障害のある人に対する差別がなく、多様な価値観を認め合い、相互に人格と個性を尊重しあう社会の大切さを改めて県民全体で共有するとともに、滋賀の実践者が大切にしてきた福祉の思想の流れを受け継ぎ、共感の輪を広げながら、県民が一体となって共生社会づくりを目指す取組が求められています。

ア 共生社会づくりを目指すための取組の推進

- ・障害者差別解消法の実効性を補完するとともに、障害のある人と同様に社会的障壁により様々な「生きづらさ」を抱える人も含め、「誰一人取り残さない」共生社会づくりを目指すための条例の制定に向けた取組を進めていきます。
- ・糸賀一雄、池田太郎、田村一二ら滋賀の福祉の基礎を築いた先人の実践や理念に学びつつ、共生社会の基本理念が一層広がるよう、関係団体とともに、優れた実践の検証や人材の育成を行います。

イ 障害者差別の解消と障害者理解の促進

- ・障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現という障害者差別解消法の理念・目的や社会モデルの考え方について県民の理解を深めるため、周知・啓発等を行うとともに、ヘルプマークをはじめとする障害のある人に関するマークの普及促進等を通じて、一層の障害者理解と合理的配慮の機運を醸成していきます。
- ・県をはじめ関係機関が連携して障害者差別の相談に応じ、その解消に努めるとともに、差別解消に向けた取組を効果的かつ円滑に行うため、障害者差別解消支援地域協議会を通じた関係機関におけるネットワークの構築を推進します。

ウ 障害者虐待の防止に向けた取組の促進

- ・虐待の未然防止や早期発見、虐待が発生した場合の迅速かつ適切な対応、再発の防止等を図るため、滋賀県障害者権利擁護センターにおける相談や虐待防止研修の効果的な実施に努めます。

大津市における障害者差別解消に向けた取り組み

1. そもそも障害者差別解消法とは？

2013年6月に成立した「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(以下、障害者差別解消法)」は2016年4月1日の一部を除き施行されました。この法律は障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を目的とし、障害者の権利の実現のための措置等について定めた「障害者の権利に関する条約」の署名にあたっての国内法の整備の一環として行われたものです。特徴は以下の4点です。

- ・不利益取扱いと合理的配慮の不提供を差別と規定
- ・合理的配慮の不提供については民間事業者においては努力義務
- ・新たな相談窓口を設けるのではなく、既存の窓口で対応する(役所の相談窓口)
- ・法が禁止するのは役所、会社、店舗などであり、個人を罰するものではない

また、障害者差別禁止に向けた動きとしては、法律の制定前から平成18年千葉県における「障害のある人もない人もともに暮らしやすい千葉県づくり条例」の制定から14の都道府県・市において条例づくりが進められています。近隣府県においては2015年4月1日に京都府において「京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例」が施行され、障害者差別をなくすための取り組みが法律によってのみではなく、当事者・支援者・市民とともにどのように取り組んでいくのかを検討されています。

滋賀県においても「誰もが暮らしやすい橋社しがづくり」として条例作りに向けた動きが見られています。

2. 差別解消に関する自立支援協議会としての取り組みの経過

2013年6月に成立した「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(以下、障害者差別解消法)」は2016年4月1日の一部を除き施行されました。

大津市障害者自立支援協議会ではおおつ「障害者の生活と労働」協議会と共催で「障害者差別のない「おおつ」を目指して」実行委員会を昨年度立ち上げました。

実行委員会は大津市障害者自立支援協議会とおおつ「障害者の生活と労働」協議会が事務局となり、当事者(身体障害・知的障害・精神障害・発達障害)・家族(身体障害・知的障害)・弁護士・ソーシャルワーカー等が既存の枠組み、組織・団体にとらわれず有志が集まり、差別解消に向けて議論を重ねました。

また、実行委員会では障害者差別解消法についての基礎的な知識を得るために、京都府の条例づくりに関わられた方々をお招きし、条例づくりの経過、現状と課題をお話いただくシンポジウムを2016年12月に開催しました。

3. 「障害者差別のない大津をめざす会」について

2015年12月に自立支援協議会主催で開催した障害者差別解消のシンポジウムの実行委員を募集するために「障害者差別のない『おおつ』をめざす会」は結成されました。現在は自立支援協議会とは別に任意団体として当事者同士の差別解消に向けたネットワークの構築と差別解消に向けた取り組みの検討を行っています。

「めざす会」は障害当事団体及び障害当事者を中心した任意団体として『おおつ「障害者の生活と労働」協議会』が事務局という形で運営をしています。

「めざす会」は障害当事者同士の連帯と自由に話し合える雰囲気大切に、当事者間での差別の事例収集を行い、差別解消に向けた意見交換を重ねて、差別解消に向けて当事者からの提言や要望をあげていく予定にしています。

なお、開催は月1回ペースです。今までの参加メンバーは大津市内の障害当事者（肢体障害・視覚障害・知的障害・精神障害・発達障害）・家族・弁護士・ソーシャルワーカー等です。今後より多くの当事者の方に参加していただきたく随時メンバーを募集しています。

4. 「差別解消部会」について

2016年4月に差別解消部会を自立支援協議会内に設置しました。部会長は大津市ろうあ福祉協会会長の石野氏、副部会長には障害者差別のない「おおつ」をめざす会の代表である中川氏が就任しました。部会の構成メンバーは障害当事者、家族、相談支援専門員、障害福祉課、弁護士等で構成しました。

2016年度は大津市の障害者差別の現状や課題の共有及び障害者差別解消法と他地域の取り組みに関する学習会を開催。差別解消に向けて大津でどういう取り組みが必要か意見交換をしました。

そして、2016年12月には「障害者差別のない大津を目指して2016」を開催。約100人の参加者がありました。午前中はめざす会の代表の中川さんと当事者メンバーの垣見さんによる障害者差別の寸劇を披露。その後「障害者権利条約採択から10年たった今～世界・日本・各地そして大津～」というタイトルで国の差別解消の委員を務めている差別解消部会部会長の石野富志三郎氏を講師に講演してもらいました。午後からは当事者アピールで精神、難病、発達障害、視覚障害、人工呼吸器をつけた児童の保護者が登壇して、それぞれの思いをアピール。その後大津圏域として差別解消に向けて今後どのように取り組んでいくかシンポジウムを開催。手をつなぐ育成会会長の久保厚子氏、自立支援協議会会長の藤木氏、午前の講演から継続して石野氏と3人が登壇。アクセシビリティを進めるための取り組み、相模原事件を通して見える差別する人の心の問題、そして大津市らしい条例作り及び体制作り等に関して意見交換がなされました。

2017度に入り、大津市障害者差別解消地域協議会（以下、協議会と略）の設置に向けた議論を行ってきました。上半期は差別解消地域支援協議会の役割や運営方法に関する検討を行いました。大津市としても協議会の設置に向けて予算の確保をされたということで、下半期は協議会の要綱の内容や構成員に関して、議論を行いました。11月には内閣府のアドバイザーである又村あおい氏をお招きして、協議会の設置に関する学習会を会で行いました。

部会の議論をもとに大津市では協議会の要綱を整備して、平成30年1月31日に1回目の協議会を開催しました。

参考資料 2

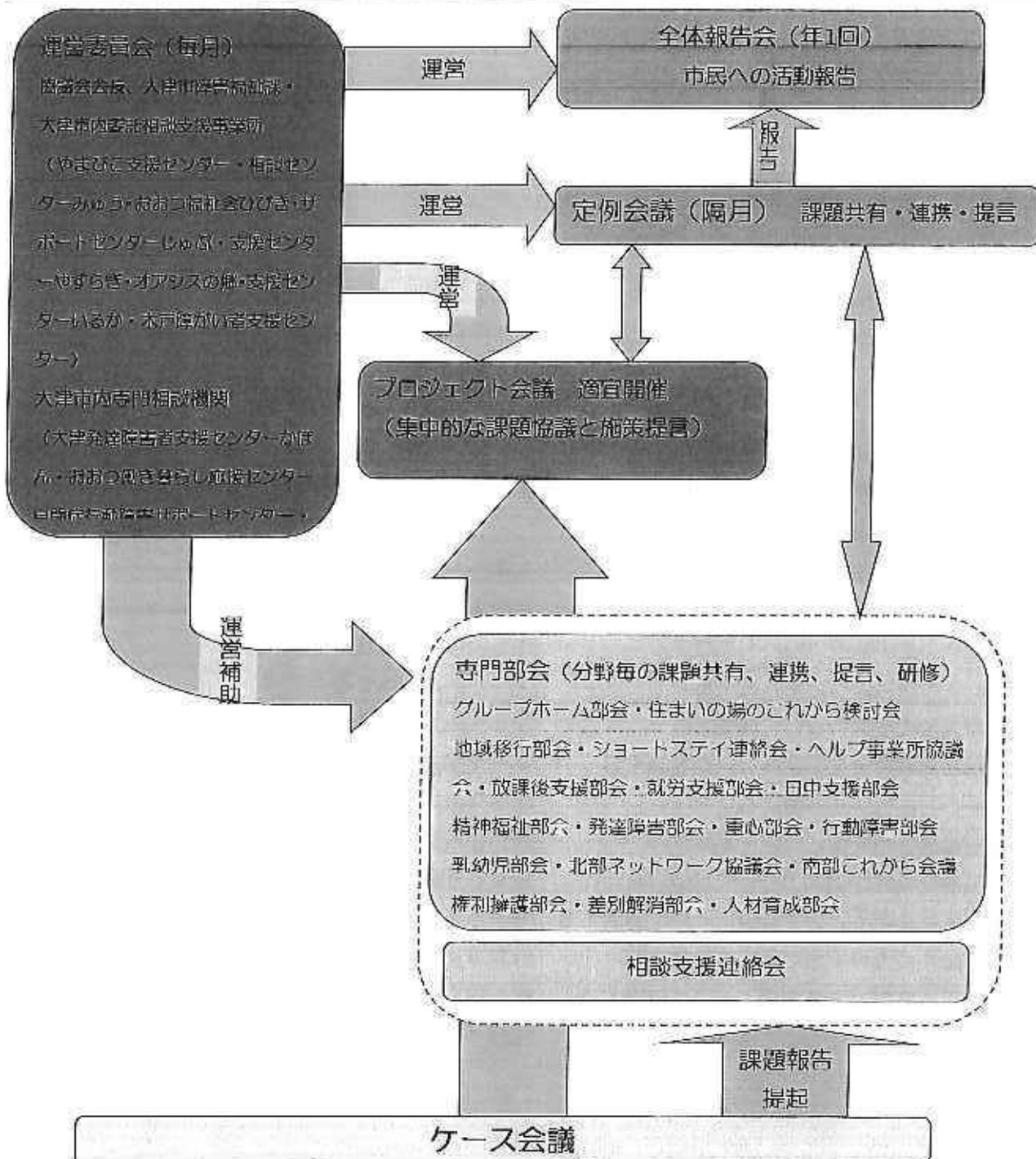
大津市障害者自立支援協議会とは・・・

《 あるサービスは調整する ・ ないサービスは作り上げる 》

障害児者の地域生活を支援するため、複数のサービスを適切に結びつけて調整するとともに、社会資源の改善及び開発を行う相談支援の中核的役割として設置されています。大津市においては、「大津市障害者サービス調整会議」をもとに平成 18 年 10 月からスタートしています。

大津市障害者自立支援協議会の目的

- ① 障害をもつ市民一人ひとりから集約されたさまざまな課題を共有すること
- ② 各施策が効果的に実施推進されるために関係機関をつなげること(連携)
- ③ 課題の解決に向けた新たな社会資源をつくること(創造)



大津市障害者自立支援協議会の事業内容は以下の通りです。

- ①障害当事者のニーズ、地域資源の充足などの問題点の把握のための相談支援活動の実施
- ②在学福祉サービスにおける問題点の整理及び調査・研究
- ③地域課題の解決に向けた協議および施策提案

大津市障害者自立支援協議会の構成

大津市内の障害当事者、また障害者支援に関係する全ての事業所・行政機関が構成機関であると位置づけています。協議会を円滑に運営するために、構成員（機関）の中から各当事者団体・事業・機関を代表する委員を選出しています。

大津市障害者自立支援協議会は様々な会議を開催することで事業の運営を行っています。

①個別支援会議（随時開催）

地域の障害のある方一人ひとりが直面している生活課題を解決するために関係者が集まって開かれます。相談支援機関が調整役となり話し合われる内容に応じて、本人をはじめ様々な機関・事業所から参加者を招集します。

②相談支援連絡会（毎月1回開催）

相談支援機関が集まり、個別の相談支援では解決できない課題を集約し、検討を行います。相談支援者がより良い支援を行うための情報交換、スキルの向上を目指した学習会も行っています。

③支援部会（毎月あるいは2か月に1回開催）

支援内容ごとに関係事業所や行政機関が集まり課題を集約し、検討を行います。支援内容に応じて18の部会を設定しています。

- | | |
|-----------------------|---------------|
| ・ヘルプ事業所の運営について協議する | 大津ヘルプ協議会 |
| ・放課後等の支援について協議する | 放課後等支援部会 |
| ・住まいの場の整備について協議する | 住まいの場のこれから検討会 |
| ・ホームの運営について協議する | グループホーム管理者会議 |
| ・短期入所の運営について協議する | ショートステイ連絡会 |
| ・生活会議の運営や進路について協議する | 日中支援部会 |
| ・働くことについて協議する | 就労支援部会 |
| ・精神障害者の支援について協議する | 精神福祉部会 |
| ・地域移行の居住確保について協議する | 地域移行部会 |
| ・高機能発達障害の方の支援について協議する | 発達障害部会 |
| ・行動障害の方の支援について協議する | 行動障害部会 |
| ・重症心身障害の方の支援について協議する | 重心部会 |
| ・北部の支援体制について協議する | 北部ネットワーク |

・南部の支援体制について協議する	南部これから会議
・乳幼児の支援について協議する	乳幼児部会
・人材育成のための研修を企画する	人材育成部会
・人材確保のための取り組みを企画する	人材確保部会
・権利擁護のあり方について協議する	権利擁護部会
・差別解消について協議する。	差別解消部会

④定例会議（奇数月に開催）

相談支援連絡会、各支援部会で集約された地域の福祉・保健・医療等に関わる諸課題を、大津市の課題として全ての事業所・関係機関で共有する場です。

課題について意見交換を行い、再度、相談支援連絡会や支援部会での詳細な協議を助けます。

⑤プロジェクト会議（随時開催）

各会議では詳細な協議を行いにくい課題や緊急性の高い課題の解決のために期間を定めて集中的に協議します。

・大規模災害時の障害のある方の支援を検討	大規模防災対応プロジェクト
・大津ならではの就労移行支援の整備運営に関する検討	大津ならではの就労支援プロジェクト
・障害福祉サービスの質の向上と評価に関する検討	スタンダードプロジェクト
・学齢期の障害児の連携に関する検討	学齢期プロジェクト
・社会的養護の障害児の支援に関する検討	児童福祉との連携検討会

⑥全体報告会（年1回開催）

年に1回大津市内の障害福祉関係機関、周辺機関に声を掛けて集まっていただき、大津市障害者自立支援協議会の活動報告を行ないます。

▽課題解決の流れ

相談支援連絡会や各支援部会からあがってきた課題は、定例会議で報告し共有します。その後、定例会議での意見交換と、各部会等での詳細な協議を繰り返し、課題解決のための具体策を作成します。必要に応じてプロジェクト会議による協議、解決策の作成も行います。それらの具体策は定例会議で最終確認され、大津市障害者自立支援協議会からの取り組みとして既存の社会資源の連携強化を図り、新たな社会資源創造のために市や県行政施策への提案・提言につなげていきます。